

平成 26 年 4 月 1 日

建築課長  
電気設備課長

## 軽易な工事における工事関係書類の取扱要領

川口市契約に関する規則第 18 条により、規則第 16 条第 1 項 1 号による随意契約による工事（以下、「軽易な工事」という）については、契約書の作成を省略することができるものとされ、川口市請負契約基準約款第 30 条第 1 項（工事完成通知書）を除き適用除外となる。

しかしながら、適正な工事監理に必要な次の書類については、請負者に求めることができる。

なお、本取扱いについては、平成 26 年 4 月 1 日以降の契約に適用する。

- 1 請負契約約款関係書式様式 2 号-2（工程表）
- 2 請負契約約款関係書式様式 3 号（下請負人通知書）
- 3 請負契約約款関係書式様式 5 号（現場代理人等通知書）
- 4 請負契約約款関係書式様式 6 号（経歴書）
- 5 請負契約約款関係書式様式 7 号（材料検査請求書）
- 6 請負契約約款関係書式様式 19 号（検査願）
- 7 請負契約約款関係書式様式 20 号（承諾願）
- 8 請負契約約款関係書式様式 21 号（報告書）